

能代市低入札価格調査制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、能代市が発注する建設工事に係る入札において、能代市建設工事入札制度実施要綱（以下「要綱」という。）第56条の規定に基づき、落札者を決定するために行う、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（以下「低入札価格調査」という。）等に関し必要な手続を定めるものとする。

(調査基準価格)

第2条 契約担当者は、要綱第56条の適用対象工事について入札を行おうとする場合は、あらかじめ案件ごとに、低入札価格調査を行う基準となる入札比較価格に対する価格（以下「調査基準価格」という。）を次のとおり定めるものとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
 - イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ハ 現場管理費相当額に10分の8.5を乗じて得た額
 - ニ 一般管理費相当額に10分の6.5を乗じて得た額
- (2) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額及び一般管理費相当額の適用区分は、積算体系別に原則として別紙のとおりとする。
- (3) 工事等の性格上前2号の規定により難しいものについては、前2号の算定方法にかかわらず、適宜設定するものとする。
- (4) 現場管理費相当額とは、土木系工事にあつては現場管理費の額、建築系工事にあつては現場経費の額をいう。
- (5) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、現場経費及び一般管理費の用語の定義については、原則として、土木系工事にあつては秋田県土木工事標準積算基準書、建築系工事にあつては秋田県営繕工事積算基準の例による。

(低入札価格調査の実施)

第3条 入札執行者は、入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格（以下「最低入札価格」という。）が調査基準価格を下回る価格であったときは、落札の決定を保留し、当該最低入札価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を対象として低入札価格調査を行うものとする。

2 前項の低入札価格調査は、別表に掲げる失格判断基準に該当するものであるか否かの調査（以下「失格判断基準調査」という。）及び第6項に定める事項について

の資料提出の請求、ヒアリングの実施、関係機関への照会等の方法による調査（以下「詳細調査」という。）により行うものとする。

- 3 入札執行者は、第1項により落札の決定を保留したときは、各入札者の入札価格及び各入札者から入札時に提出された見積内訳書に基づき、最低価格入札者による入札が別表に掲げる失格判断基準に該当するか否かを調査するものとする。
- 4 前項の調査において最低入札価格者の入札が失格判断基準に該当するものと判定された場合にあつては、第2項に規定する詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。
- 5 第3項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合にあつて、入札価格が設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額の合計額以上であるとき又は入札比較価格に10分の8を乗じて得た額以上であるものについては、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。
- 6 前2項の規定に該当しない場合は、入札執行者及び工事を主管する課等（以下「工事主管課」という。）は、最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合等と認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、詳細調査を行うものとする。
 - (1) 当該価格で入札した理由
 - (2) 本工事費の内訳
 - (3) 共通仮設費等の内訳
 - (4) 現場管理費等の内訳
 - (5) 一般管理費等の内訳
 - (6) 下請予定業者について
 - (7) 技術者の配置計画について
 - (8) 手持工事の状況について
 - (9) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係について
 - (10) 手持資材について
 - (11) 購入予定資材について
 - (12) 手持機械の保有状況
 - (13) リース機械の確保計画
 - (14) 労務者の確保計画
 - (15) 工種別労務者配置計画
 - (16) 建設副産物の搬出予定
 - (17) 予定工定表
 - (18) 過去に施行した公共工事の状況

- (19) 経営状況
- (20) 信用状態
- (21) その他特に必要と認められる事項

7 入札執行者及び工事主管課は、第5項の規定にかかわらず必要であると認めた場合には、前項に掲げる事項の全部又は一部について調査を行うことができるものとする。

(入札参加審査会への報告)

第4条 入札執行者及び工事主管課は、前条の規定により行った調査の結果及び意見について、要綱第20条に規定する入札参加審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。ただし、失格判断基準調査をもって低入札価格調査を終了する場合にあっては、審査会への報告を行わないものとする。

(入札参加審査会の審査等)

第5条 審査会は、前条の報告を受けたときは、当該報告に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合等と認められるか否かについて審査するものとする。

(落札者の決定)

第6条 入札執行者は、最低価格入札者の入札が別表に掲げる失格判断基準に該当せず、かつ、失格判断基準調査をもって低入札価格調査を終了したとき又は前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合した履行がなされると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、最低価格入札者の入札が別表に掲げる失格判断基準に該当するものであったとき又は前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合等と認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

3 前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合において、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

4 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格につき第3条から前項までの規定を準用する。

(落札者等に対する通知)

第7条 入札執行者は、前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者及び最低の価格をもって入札した者等で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対してその旨を通知しなければならない。

(工事コスト調査の実施)

第8条 第6条第1項(同条第4項において準用する場合を含む)の規定により落札者とされた者の入札価格が次項に定める基準を下回るものであった場合は、入札執行者及び工事主管課は、当該工事の完成後に、低入札価格調査において確認された工事費内訳、下請負、資材調達等の内容が実際に施工された内容と適合しているか否かを確認するための調査(以下「工事コスト調査」という)を行うものとする。

2 工事コスト調査を実施する基準となる価格は、設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額の合計額又は入札比較価格に10分の8を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

3 工事コスト調査の実施に関し必要な事項は別に定める。

(契約の保証等)

第9条 第6条第1項又は第6条第4項の規定により決定された落札者と契約を締結する場合は次のとおりとする。

(1) 当該落札者が当該契約の締結と同時に付さなければならない保証は、契約事項第4条第2項の規定にかかわらず、請負金額の10分の3以上とする。

(2) 前払い金については、公共工事に伴う前払金取扱い要領による

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年5月1日から施行する。

2 本要領の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札公募及び指名通知を行う案件について適用し、施行日の前に入札公募及び指名通知した案件については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 本要領の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後に入札公募を行う案件について適用し、施行日の前に入札公募した案件については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 本要領の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公募を行う案件について適用し、施行日の前に入札公募した案件については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 本要領の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公募を行う案件について適用し、施行日の前に入札公募した案件については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本要領の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公募を行う案件について適用し、施行日の前に入札公募した案件については、なお、従前の例による。

別表

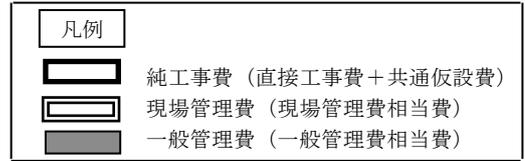
失格判断基準

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。

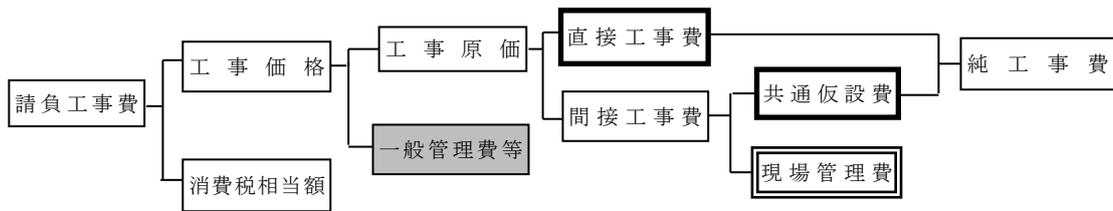
- (1) 入札価格が、入札価格の低い順から10者（入札参加者が10者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に10分の9.5を乗じて得た額を下回っていること。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があつた場合にあつては、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算定するとともに、算定した額が調査基準価格を上回る場合にあつては、調査基準価格に相当する額とするものとする。
- (2) 見積内訳明細書上の直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）に相当する額が、設計上の純工事費に相当する額に10分の8を乗じて得た額を下回っていること。
- (3) 見積内訳明細書の未提出又は提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の純工事費、現場管理費及び一般管理費に相当する額を算出することができないこと。

〈別紙〉

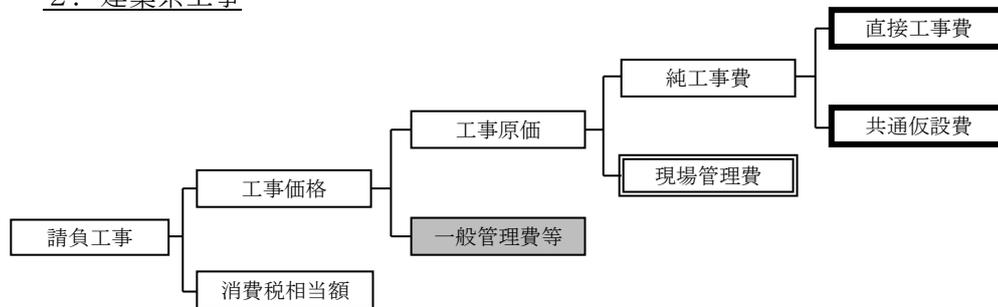
○積算体系別 調査基準価格算定の取扱い



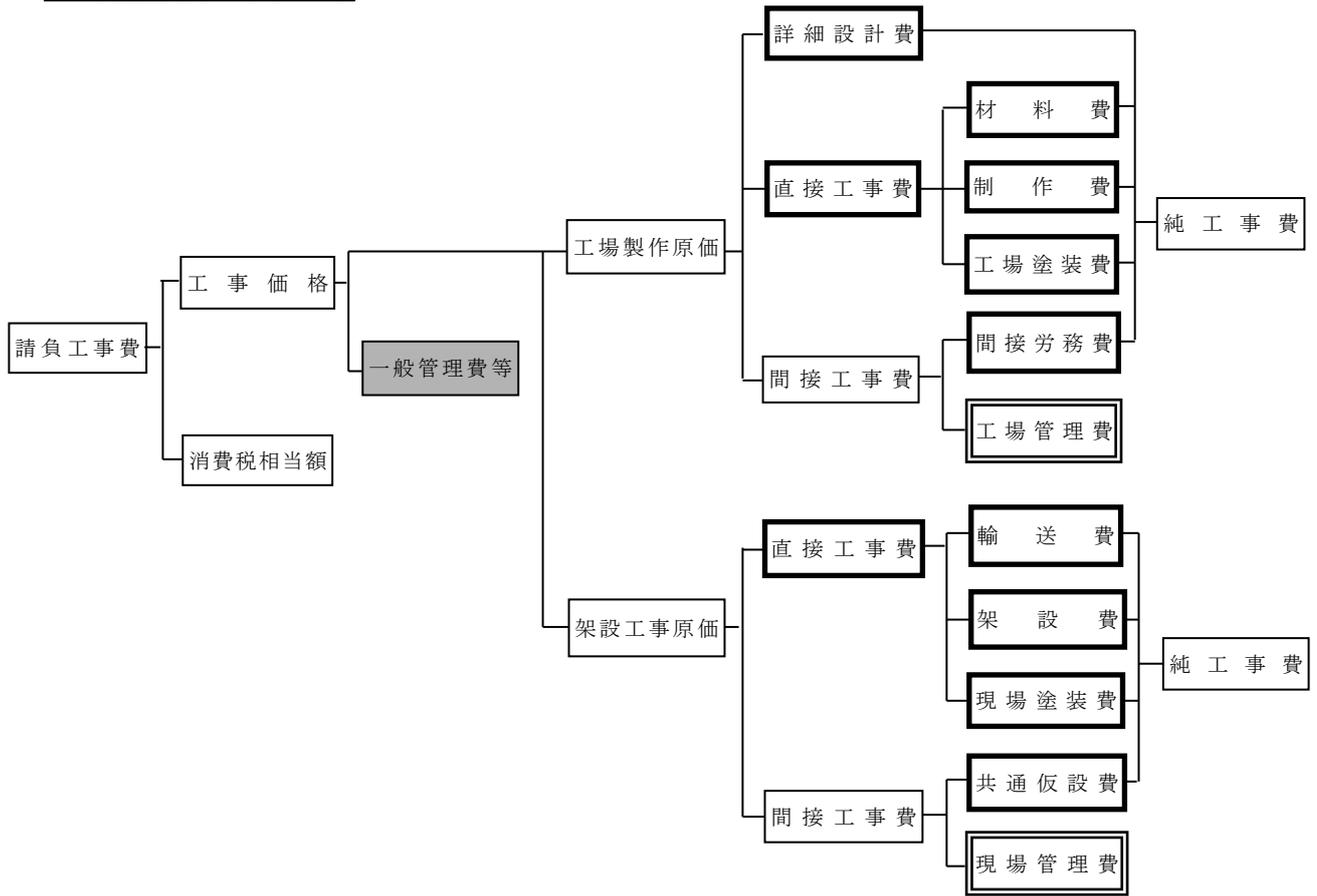
1. 土木系工事



2. 建築系工事

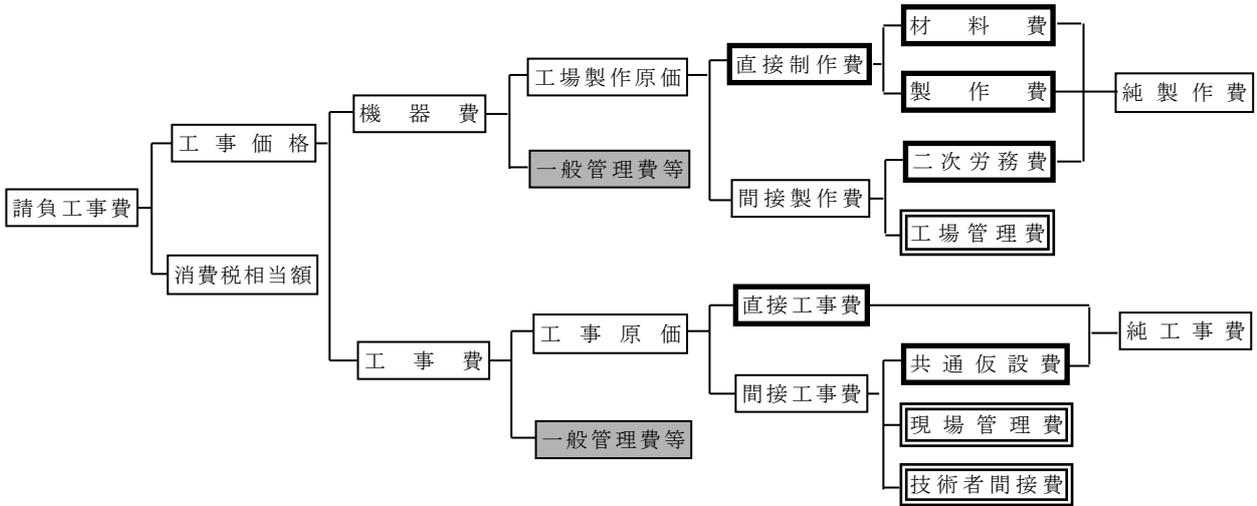


3. 鋼橋製作・架設工事

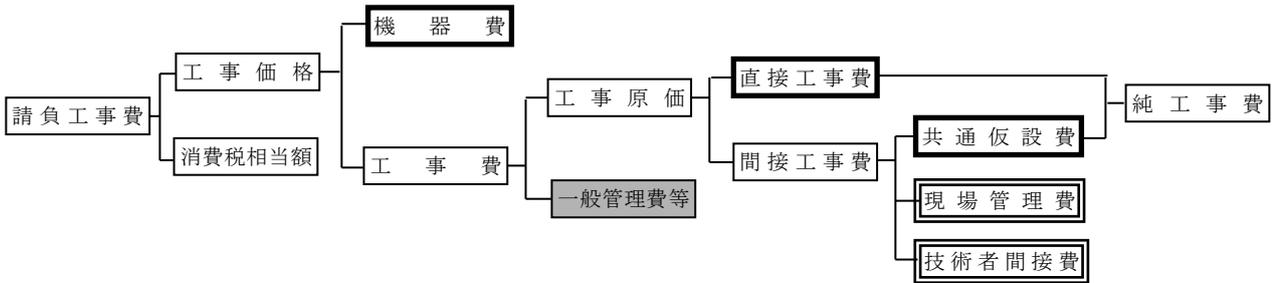


4. 電気通信工事

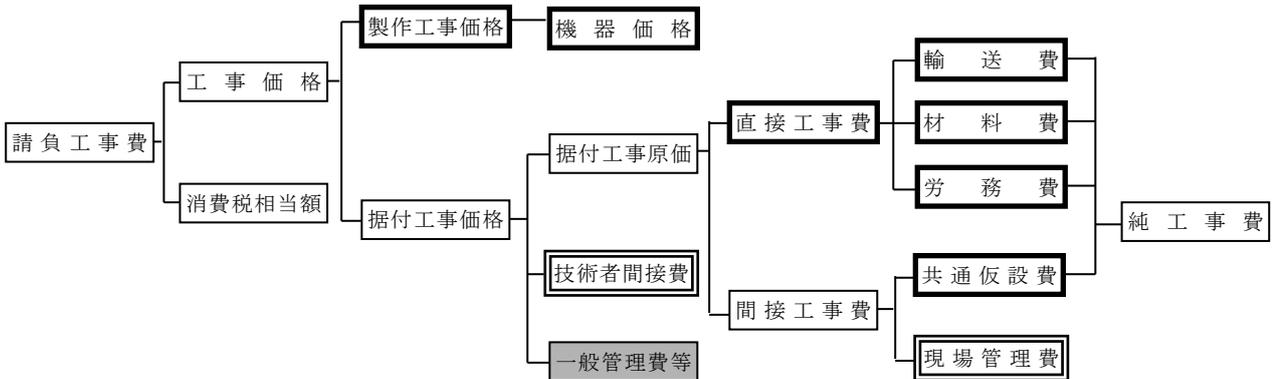
(1) 機器製作



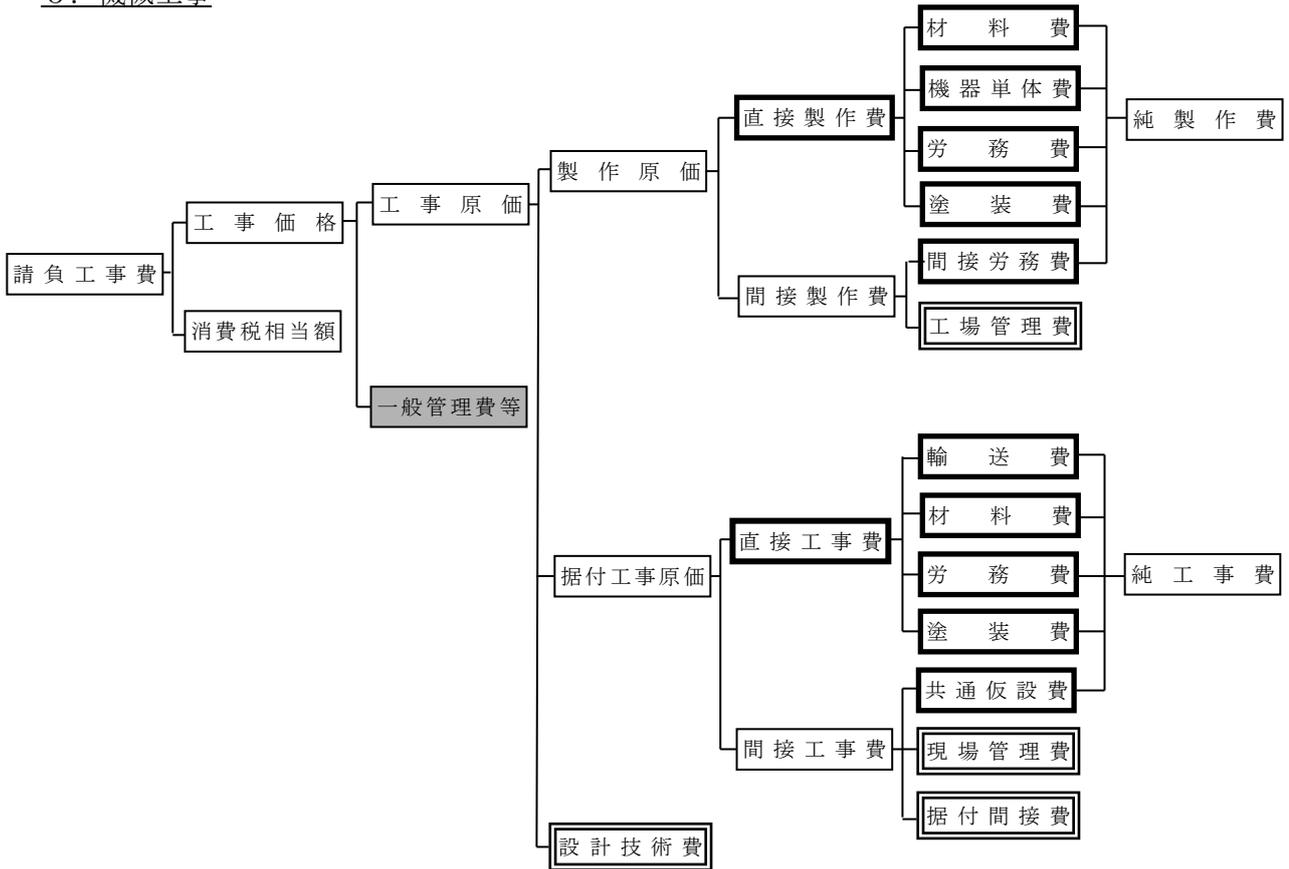
(2) 機器購入 (見積り)



(3) 土地改良 (電気通信)

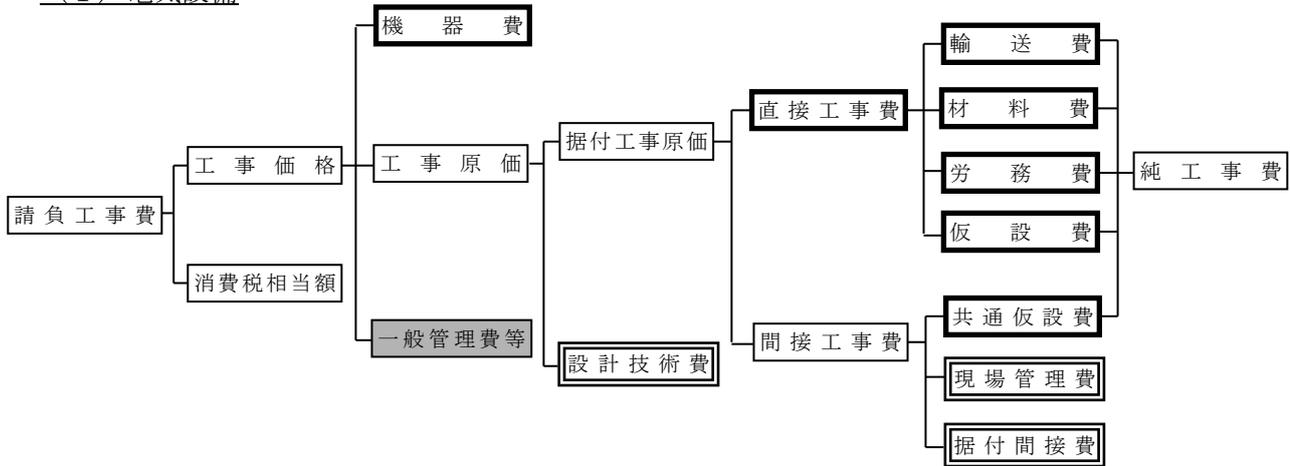


5. 機械工事

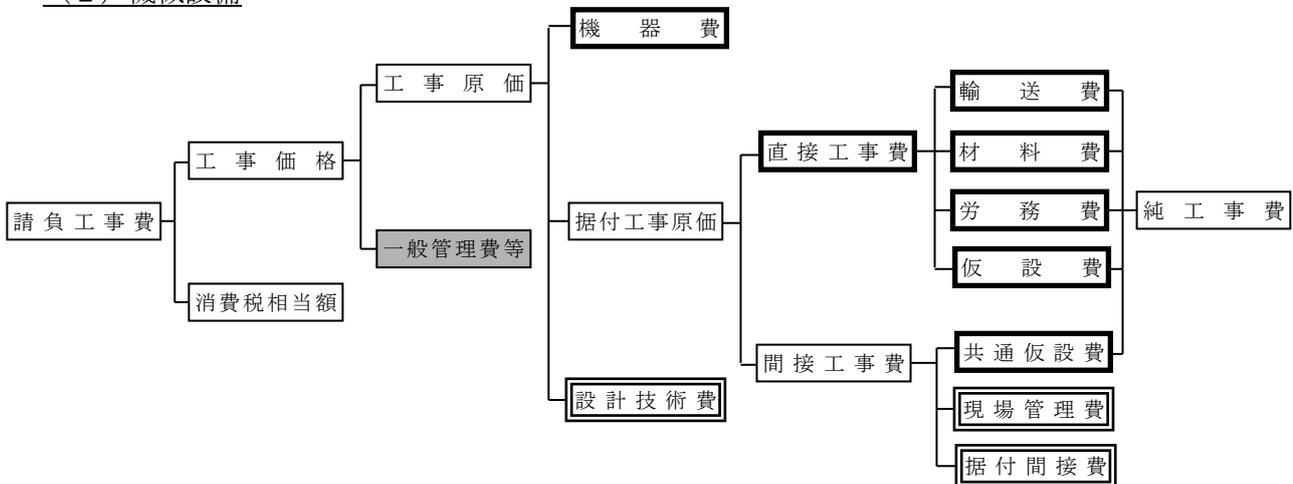


6 下水道（ポンプ場、処理場等）工事

(1) 電気設備



(2) 機械設備



7 留意事項

機器費（機器製作を除く）が工事の主要部分を占める場合の機器費の取扱いは次のとおりとする。

- ①積算 機器の見積り価格は、機器原価相当額と諸経費相当額を区分して徴収するものとする。
- ②調査基準価格等 調査基準価格算定にあたっては、機器原価相当額を直接工事費扱いとして算定する。
また、諸経費相当額については、調査基準価格及び失格判断基準算定の対象としない。
- ③失格判断基準 失格判断に用いる設計上の経費は以下のとおりとする。
純工事費：直接工事費、機器原価相当額及び共通仮設費
現場管理費：現場管理費、技術者間接費、据付間接費及び設計技術費
一般管理費：一般管理費等